

工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法の改正について

(平成 28 年 10 月 1 日以降の発注案件から取り扱いが変更になります。)

現在、工事に係る委託業務における最低制限価格については、国とあわせた算定式を採用していますが、このたび国において見直しが行われたことに伴い、松山市公営企業局におきましても、工事に係る委託業務の最低制限価格の取扱いを下記のとおりとします。

なお、平成 28 年 9 月 30 日以前の発注案件については、改正前の算定方法で計算します。

【改正前】	設定範囲	【改正後】	設定範囲
測量業務 ① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額の 40% ①から③の合計額×1.08 土木関係コンサルタント業務 ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額の90% ④ 一般管理費の額の30% ①から④の合計額×1.08	10 分の 6 から 10 分の 8	測量業務 ① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額の 45% ①から③の合計額×1.08 土木関係コンサルタント業務 ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額の90% ④ 一般管理費の額の45% ①から④の合計額×1.08	10 分の 6 から 10 分の 8
地質調査業務 ① 直接調査費の額 ② 間調査費の額の90% ③ 解析等調査業務費の額の75% ④ 諸経費の額の40% ①から④の合計額×1.08	3 分の 2 から 10 分の 8.5	地質調査業務 ① 直接調査費の額 ② 間調査費の額の90% ③ 解析等調査業務費の額の80% ④ 諸経費の額の45% ①から④の合計額×1.08	3 分の 2 から 10 分の 8.5